

あづま山麓ふく酒街道実行委員会規約

（設置及び目的）

第1条 本市西部に位置する磐梯朝日国立公園のふもとに広がる「あづま山麓エリア」に2024年春に5人の蔵元が集結した。これを契機に、お酒で旅を楽しんでもらうエリアを「あづま山麓ふく酒街道」と命名し、あづま山麓エリアへの認知向上・誘客促進を図っている。彼らの多様な酒造りのストーリーを本市の固有のコンテンツとして、さらに広く発信しファンを創出するために、あづま山麓ふく酒街道実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

（組 織）

第2条 実行委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 実行委員会には、顧問を置くことができる。

（任 務）

第3条 実行委員会は、次の事務をつかさどる。

- （1） あづま山麓ふく酒街道を広く発信するイベント等の企画、運営に関すること。
- （2） その他、必要な事項に関すること。

（役 員）

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

委 員 長	1 名
副委員長	若干名
監 事	若干名

2 委員長は蔵元の互選とする。

3 副委員長及び監事は、会議において選任する。

（役員任期）

第5条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会 議)

第7条 実行委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び局員を置く。

- 2 事務局長は、福島市商工観光部観光交流推進室地域資源振興係長の職にある者をもって充て、局員は、事務局長が指名し委員長が任命する。

(経 費)

第9条 実行委員会の経費は、協賛金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(委 任)

第10条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和7年4月16日から施行する。

別表（第2条関係）

[順不同、敬称略]

1	金水晶酒造株式会社
2	有限会社 福島路ビール
3	おららの酒 BAR・醇醸蔵
4	株式会社吾妻山麓醸造所
5	農業生産法人株式会社カトウファーム
6	一般社団法人 福島市観光コンベンション協会